小山町商工会 リフォーム助成事業 取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の生活環境の向上と町内経済を活性化させることを目的として、予算の範囲内において小山町商工会(以下「商工会」という。)が実施する小山町商工会リフォーム助成事業(以下「助成事業」という。)について、その実施と運用方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この取扱要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 町民 小山町に住民登録又は外国人登録を有する者で住宅店舗をリフォームしようとする者
 - (2) 住宅 自己の居住用に供する専用住宅又は併用住宅をいい、賃貸住宅は除くものとする。
 - (3) 店舗 自己の事業用に供する店舗をいい、賃貸店舗は除くものとする。
 - (4) 町内業者 助成事業年度の4月1日時点において、小山町内で建設関連事業を営んでいる法人、 又は住民登録されている個人の建設関連事業主で、小山町商工会に加入し会費等を滞納していない ものをいう。
 - (5) 商品券 小山町商工会が発行する、有効使用期間が発行日の属する月を含めて4ヶ月、額面金額 500円のおやま地域振興券をいう。
 - (6) 審査会 助成事業の円滑な事務処理及び申請内容の審査を行うため、小山町商工会内に設置した 会をいう。

(助成対象者)

- 第3条 助成事業の対象者は、次に該当するものとする。
 - (1) 町民で、工事着工前に助成年度内において初めて申請する者

(助成対象住宅店舗)

- 第4条 助成事業の対象となる住宅店舗は、前条に規定する助成対象者が所有する次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 現に所有している専用住宅
 - (2) 現に所有している専用店舗
 - (3) 現に居住している併用住宅

(助成対象工事)

- 第5条助成事業の対象となる工事は、前条に規定する助成対象住宅店舗の、次の各号のいずれ にも該当するものとする。
 - (1) 助成対象住宅店舗にかかるリフォーム工事
 - (2) 小山町商工会員業者を元請として発注された工事
 - (3) 請負金額の総額が10万円以上(消費税及び地方消費税を除く)の工事

(助成金額)

- 第6条 助成金の額は、次の各号に基づいて算出した額とする。ただし、算出の根拠となる算定基準額は、申請時における見積金額を採用する。
- (1) 算定基準額が10万円以上30万円未満の場合 一律20,000円
- (2) 算定基準額が30万円以上100万円未満の場合 一律30,00円
- (3) 算定基準額が100万円以上の場合 一律50,000円
- 2 助成金は、その全額を商品券で支給するものとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、助成対象工事の着工前に、 次に掲げる書類を商工会へ提出しなければならない。

- (1) 小山町商工会リフォーム助成事業申請書 (様式第1号)
- 第8条 商工会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認し受付をする。

(交付請求)

- 第9条 申請者は、助成対象工事の完了後、速やかに次に掲げる書類を商工会へ提出し、助成金を請求 するものとする。
 - (1) 小山町商工会リフォーム助成事業完了報告書(様式第2号)
 - (2) 助成対象工事写真(施工前、施工後)
 - (3) 施工業者が受給者に発行した工事領収書(写し)

(交付の確定及び支給)

- 第10条 商工会は、前条の規定による完了報告があったときは、内容を速やかに審査した上で、その 適否及び助成金額を確定し、商品券を支給するものとする。
- 2 助成金額の確定に当たっては、第8条の申請金額を上限とし、増額は認めないものとする。
- 3 商品券は、支給期日及び有効使用期限を定め、小山町商工会の窓口にて支給するものとする。

(交付取消し及び返還)

- 第11条 商工会は、申請者又は受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を 取り消し、または既に交付した商品券の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽又は不正の申請を行ったとき。
 - (3) 商品券の支給から1年以内に町民でなくなったとき。

(申請の取り下げ)

第12条 申請者は、助成対象工事の中止等により、申請を取り下げる事実が発生した場合は、速やか にその旨を届け出なければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 平成30年度実施の小山町商工会住宅店舗リフォーム助成事業取扱要綱は、本要綱の実施に伴い 廃止する。
- 3 令和元年度実施の小山町商工会住宅店舗リフォーム助成事業取扱要綱は、本要綱の実施に伴い廃 止する。
- 4 令和3年度実施の小山町商工会住宅店舗リフォーム助成事業取扱要綱は、本要綱の実施に伴い廃 止する。
- 5 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。